

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書

日本国憲法第26条では、教育を受ける権利を謳った後で「義務教育は、これを無償とする」としています。

義務教育では、教育基本法において「授業料はこれを徴収しない」と謳っていますので、まず授業料の無償化から始まりましたが、その後、教職員やおおくの父母の方たちの運動の結果、1962年に「教科書無償法」が、そして翌1963年には「教科書無償措置法」が制定され、無償化のなかで現在に至っています。

一方、学校給食については、学校給食法の規定により、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費については、設置者の負担と位置付けていますが、それ以外の経費については、保護者の負担としています。

これに対して、文部科学省の学校教育課は「経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減（負担なしも含む）をすることは可能」としています。

その結果、全国的に本年9月時点では、83市町村で学校給食の無償化が実施されています。

このほかに、一部補助をしている市町村もありますので、教科書無償化の時と同様、かなりの保護者や関係者からの要望があると思われます。

こうした中で、先の総選挙では「教育の無償化」ということが与党の公約としても掲げられましたので、何としても国を挙げての義務教育の給食の無償化を実現してほしいと思います。

日本の教育予算は、OECDの加盟国の対GDP比調査では、33國中32位であり、1位のノルウェーの半分、全体平均の4.5%に対して、僅か3.2%です。

全体としての国の教育予算の増額を求めるとともに、その中でも、学校給食の完全無償化のための国の予算措置を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月12日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 林 芳正 様
財務大臣 麻生 太郎 様